

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

本日、緊急会議打合せのため、吉田市民部長、小山田健康増進課長が遅れて入室しますことをご連絡しておきます。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小高良則委員、小菅耕二委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第3号、議案第4号中、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の7件です。

議案第3号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、議案第3号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の5ページ、6ページをご覧ください。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付、手数料を廃止するものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第3号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

お伺いします。通知カードの切替枚数とかも聞きたいところだったんですけど、交付の手数料が廃止になる。その廃止にしようとする理由はいかがなものか、お伺いします。

○春日市民課長

発行済の通知カードは転居等における通知カードの記載事項の変更手続が必要でございまして、住民及び市町村職員の双方に負担になっており、紙ベースの通知カードの廃止を求める要望があったため、この法令が改正になったことと、また、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから、公的個人認証の電子証明が搭載されたマイナンバーカードへの移

行を早期に促していく観点から行われたものでございます。

○小高委員

促す観点であれば、手数料が発生することにより、手数料がもったいないとか、そんなにかかるんだったらカードに切り替えようと、発想が逆じゃないかと思うんですけど、その辺もうちよっとどういうことなのかお伺いいたします。

○春日市民課長

通知カードの再交付自体をもう国の方が止めるということで、手数料条例の方も改正するものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

通知カードの再交付、これは廃止するというので、それはそれでいいと思うんですけど、マイナンバーカードを持っている方が、通知カードを今は持っていらっしやると思うんですけど、これからは再交付もしないと。

じゃあ、通知カードは要らないだろうということで、廃棄もきちんとする必要があると思うんですけど、ナンバーが知られてしまうというおそれがあると思うんですけど、その点についての注意喚起が必要かと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○春日市民課長

通知カードに関しましては、個人番号のカードを交付のときに交換になりますので、両方お持ちの方はいらっしやいません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○田中子育て支援課長

それでは、議案第15号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加議案の付議案3ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要綱の一部改正に伴い、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正点といたしましては、令和2年11月1日以降の受診分から、医療費等の助成方法が、これまでの償還方式から子ども医療費助成制度と同様に現物給付方式に移行すること。また、自己負担額につきましては、現行のレセプト1件1千円から、1回当たり300円、市民税非課税世帯につきましては無料となることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年11月1日といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

今回の改正で償還払いから現物給付に移行する。そして、自己負担額が1千円から300円に引き下がると。そして、市民税非課税世帯はゼロにということで、本当にこれは大歓迎できる。経済的に大変助かる。ひとり親家庭では大きな福音だなと思います。

それでお伺いするんですけど、ひとり親家庭は今、対象者はどのぐらいになるのかお伺いします。

○田中子育て支援課長

令和2年9月1日現在で635世帯、お子さんの数は921人となります。また、その中で所得が高い方、それが67世帯、お子さんにして82人。それを除きますと、568世帯のお子さんの数が839人ということでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

この中で特に負担がゼロになる世帯、すみません、ちょっとよく聞き取れなかったものから、負担がゼロになる世帯というのはどのぐらい。非課税世帯。

○田中子育て支援課長

申し訳ございませんが、その世帯数というのはうちの方で把握しておりませんので、また後ほどデータの方はそろえさせていただきたいと思います。

○京増委員

それから、受給券についてなんですけれど、健康保険証のように常に持ち歩くことができるのか、それとも、診察のたびにもらうようになるのか、どういう形になるのかお伺いします。

○田中子育て支援課長

受給券という形で常にお持ちいただく形になります。

○京増委員

とてもいい方向ですね。

それで、健康保険法に基づく保健医療機関においてということになっているようなんですけれど、これは指定外でも無料なり、また、300円で診察していただけるのか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

そのほかの医療機関につきましては、現物給付ではなくて、償還払い方式になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それから、現金で払った場合には、後で市長に申請をして助成を受けられるような形になっているようなんですが、これも後で申請すれば、じゃあ、返していただけると、償還払いということになるわけですね。確認です。

○田中子育て支援課長

はい。議員さんのおっしゃるとおり、後ほど償還払いという形で返却することになります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第15号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。原案のとおり可決されました。

議案第16号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第16号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

追加議案、付議案は6ページ、議案説明資料は4ページをご覧ください。

傷病手当の支給については、令和2年6月定例会において採択いただいた「八街市国民健康保険条例に関する条例の一部を改正する条例」により、その適用期間を令和2年1月1日から令和2年9月30日までとしておりますが、今般、厚生労働省から、令和2年10月1日から同年12月31日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とするとした通知を受けたことから、財政支援の適用期間と合わせ、条例の改正を行うものでございます。

なお、現在のところ、傷病手当の申請はございません。

以上で議案第16号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

これが、まだこれから寒くなる季節に向かってコロナウイルスが広がっていくのではないかとこのように言われておりますので、当然といえば当然の期間延長だと思いますが、とてもいいことだと思います。

今回、この改正については6月議会からですが、国保の被保険者に適用されるということで、一歩前進だとは思いますが、やはりこれから感染が広がって、もしも事業主、雇主の方がコロナにかかった場合には、もしかしたら事業を廃止するようになるかもしれない。本来ならば、失業者を増やさないためにも、雇用主にも私はこういう適用が必要だと思うんですが、こういう意見は、例えば市長会などでは出ているのか、それとも出ていないのかお伺いしたいと思います。

○石井国保年金課長

はっきりしたデータは持っていないんですが、そういう話を伺っておりませんので、出ていないかと思えます。あくまでも被用者の方を対象とした制度であると認識の方をしております。

○京増委員

これから感染が拡大するということを考えていきますと、雇用者だけじゃなくて、雇主の方にも適用が必要だと思うんですが、ぜひ市長会などでも要望していただけるようお願いをさせていただきたいんですが、これは部長にお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○吉田市民部長

今、議員さんからいただきましたご意見につきましては、真摯に受け止めさせていただいて、必要があれば市長の方と協議をいたしまして、要望なりをしてまいりたいというふうに考えています。

○加藤委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款、総務費3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、ご説明いたします。

補正予算書の19ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額に1千372万3千円を増額し、補正後の額を1億8千235万5千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費、給料職員手当等共済費の合計379万円増の主な補正理由としましては、4月1日付人事異動等による増額補正でございます。

続いて、社会保障税番号制度関連事務費の内、12節委託料993万3千円の増ですが、これは、令和元年5月に公布されたデジタル手続法において、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード電子証明書の海

外継続利用の実現を図ることを目的とした住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修費でございます。

また、戸籍法の一部改正により、5年を目途に本籍地以外の市町村でも戸籍データを参照することができるようにし、戸籍届出における添付書類の簡素化を図ることや、市民が自らや父母等の戸籍を本籍地以外の市区町村でも請求できるように、戸籍関係の情報連携のための戸籍システム改修費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○京増委員

情報漏れなどが心配で、全国的にも大変普及率が低い状況だというふうになっております。この普及率を高めるために、公務員やその家族にも再三取得しているかどうかを調査していると、そういう状況ですが、八街市でもなかなか普及率は進んでいなかったと思うんですが、今の状況は、普及率はどのぐらいなのかお伺いします。

○春日市民課長

令和2年8月31日現在の交付枚数は、1万4千219枚でございます。交付率は20.5パーセントです。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

なかなか国の普及の仕方と普及をしたいという、そういう方向とはやはり八街でも遅れていると、それぐらい国民や市民の不信感というか、信頼感が薄い制度だと思うんですが、今回もこの993万3千円という整備費を使って、次から次に新たなシステムをそろえています。

それで、もう一つ進めるためにマイナポイントが始まりました。9月1日から始まっておりますが、申込状況はどうかお伺いします。

○春日市民課長

マイナポイントはマイナンバーカードを取得し、カードでマイナポイントを予約した方を対象に、本人が選択したキャッシュレス決済サービスで買物に使えるポイントを国が付与するサービスでございます。

マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、キャッシュレスで買物、またはチャージをすると、一人当たり上限5千円分のマイナポイントが付与されるものです。

本市でのマイナポイントの状況ですが、ご自身がオンラインでマイナポイントの予約等をした方の情報は不明でございますけれども、市民課窓口でマイナポイントの予約をした方が30名、また、スマホやパソコンなどをお持ちでない方や、インターネットでの作業が苦手だという方に、市役所玄関ロビーにマイナポイント専用窓口を7月から設置し、7月、8月の

2か月間で相談件数892名のうち、585名の方がマイナポイントの予約、またはキャッシュレス決済サービスを申し込んでおります。ご自身で申し込んだ方は含まれていないため、実数とは異なりますけれども、現時点での本市でのマイナンバーカード所有者1万4千219人の約4.3パーセントがマイナポイントの予約を行っております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○堀越社会福祉課長

それでは、3款民生費についてご説明いたします。

補正予算書の20ページをご覧ください。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額に4千785万8千円を増額し、補正後の額を1億7千55万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。生活困窮者自立支援事業費4千785万8千円につきましては、19節扶助費、住宅確保給付金4千729万5千円で、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している市民からの相談件数や、住宅確保給付金の申請件数が増加していることから、相談体制を強化し、対応しているところでございます。住宅確保給付金の申請状況から現計予算では不足が生じる見込みとなったため、増額補正を行うものでございます。

内訳につきましては、4月から6月までの給付金の決定によるおおむねの実績と、7月以降、3月までは3人から5世帯の上限額4万8千400円を基礎とし、月20件の申請見込で、支給期間を通常3か月ですが、現状の延長申請状況を鑑み、最大9か月分の申請を見込み、予算を計上しております。

22節償還金利子及び割引料56万3千円は、国庫支出金返還金で、事業費確定に伴い、国庫負担金精算の結果、変換する必要が生じたものでございます。

○高山障がい福祉課長

続きまして、3目障がい者福祉費についてご説明いたします。補正前の額に571万7千円を追加し、補正後の額を20億8千78万円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費543万円の増額につきましては、4月1日付人事異動等による増額補正でございます。

次のページをご覧ください。

障害者福祉諸費24万2千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあいスポーツ大会の中止及びパラリンピック採火式の延期に伴う経費の減額でございます。

幼児言葉の相談室運営費44万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、幼児言葉の教室グループ指導及び保育園巡回の中止に伴う心理相談員謝礼の減額でございます。

障害者自立支援給付事業費110万6千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスを終日利用することとなったため、平日単価から休日単価に変更となった報酬差額分等を補助するものでございます。なお、補助事業であり、補助割合は10分の10で、全額補助対象経費に該当することから、今回同額を歳入に計上しております。

地域生活支援事業費13万7千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、心の健康相談中止に伴う精神保健福祉士派遣業務手数料6万円及び障がい者地域自立支援協議会全大会中止に伴う相談支援業務委託料7万7千円の減額でございます。

○飛田高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費についてご説明いたします。

補正予算書21ページをご覧ください。

補正前の額から1千174万9千円を減額し、補正後の額を9億9千257万1千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。敬老事業費1千174万9千円の減は、全額12節敬老会事業委託料の減で、毎年9月に開催しておりました敬老会につきまして、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、中止したことによる事業費の減額でございます。

○吉田老人福祉センター所長

続きまして、6目老人福祉施設費についてご説明いたします。

補正予算書22ページをご覧ください。

6目老人福祉施設費につきましては、補正額の増減はございませんが、現在実施中の老人福祉センター整備事業につきまして、財源として計上しておりました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきまして、応募の結果不採択とされたことから、財源を諸収入から地方債へ振り替えようとするもので、その他収入7千577万円及び一般財源3万円を減額し、地方債7千580万円を増額するよう、内容を変更するものでございます。

○飛田高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費についてご説明いたします。

補正前の額から1千843万9千円を増額し、補正後の額を8億7千92万円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費1千843万9千円の増額につきましては、4月1日付人事異動により、職員が2名増員となったこと等による増額補正でございます。

○石井国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

8目国民健康保険費は、補正前の額から978万9千円を減額し、補正後の額を6億3千1

73万4千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費978万9千円の減額は、4月1日付人事異動等に伴う減額補正です。

○田中子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。

補正予算書は22ページ、23ページをご覧ください。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額から46万2千円を減額し、補正後の額を4億3千613万円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費222万7千円の減額につきましては、4月1日付人事異動による一般職給与等の減額補正でございます。

児童福祉総務費176万5千円の増額につきましては、12節委託料、賦課収納システム連携業務165万円が主なもので、これは現在紙媒体で行っております保育料等の口座振替業務を電子化するためのシステム改修に係る経費でございます。

3目母子福祉費につきましては、補正前の額に850万7千円を追加し、補正後の額を3億7千539万1千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。母子援護対策費850万7千円の増額につきましては、19節扶助費833万8千円の医療費の増額が主なものでございます。これは、11月1日の受診分から、ひとり親家庭等医療費等助成事業について、給付方法が償還払い方式から現物給付方式へ変更に伴い、これまで通院、調剤の自己負担額がレセプト1件当たり1千円であったものが、子ども医療費等の助成事業と同様に、通院が1回300円、調剤が無料及び入院が1日300円になることに伴う医療費の増額分でございます。

5目保育園費につきましては、補正前の額から1千654万7千円を減額し、補正後の額を15億9千774万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費1千835万8千円の減額につきましては、4月1日付人事異動による一般職給料等の減額補正でございます。

補正予算書の24ページに移りまして、私立保育園運営委託事業費83万9千円の増額、私立認定こども園運営費補助事業費47万2千円の増額及び家庭的保育事業等運営委託事業費50万円の増額につきましては、全額が新型コロナウイルス感染症対策事業により、私立保育園等が感染拡大防止のために購入した消耗品、備品などに対する補助金でございます。

○醍醐つくし園園長

続きまして、24ページ、6目マザーズホーム費についてご説明いたします。

補正前の額に329万4千円を減額し、補正後の額を4千928万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費329万4千円の減額につきましては、つくし園職員に係る人件費であり、4月1日付人事異動等による減額補正でございます。

○堀越社会福祉課長

続きまして、補正予算書25ページをご覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、補正前の額に2千934万2千円を増額し、補正後の額を1億1千510万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。生活保護総務費2千934万2千円は、12節委託料で、生活保護システム制度改正によるシステム改修業務に係る委託料66万円、22節償還金利息及び割引料2千868万2千円は、事業費確定に伴う国庫負担金補助金精算の結果、変換する必要が生じたものでございます。

以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します

○小高委員

22ページからお伺いいたします。社会福祉費、老人福祉施設費の中で、財源の中で、整備事業費が、いわゆる不採択になってしまったという説明がありましたが、以前の議会でも可能性はあるような話は聞いていたんですが、不採択になった主な理由はいかがだったのか、お伺いいたします。

○吉田老人福祉センター所長

不採択の理由なんです、環境イノベーション情報機構というところがこの事業を実施しておりまして、詳しい不採択の内容は教えていただけなかったんですが、今回外部識者の意見を踏まえた審査を行った結果ということで不採択ということで、あと、相当数の応募があったということで、二次募集もしないということでお話は伺っております。

○小高委員

恐らく環境に優しい施設をつくっていかうと。再生エネルギー等を使ったり、いろいろ考えて計画していただいたものを不採択となってしまった。不採択した方々には複雑な思いがありますが、今現在、進行している整備、改修している最中ですので、それはそれとして、安全に立派な施設再建を目指していただきたいと思います。

続きまして、24ページ、児童福祉費の中でお伺いいたします。18節が3つあるんですけど、この事業は一般的にパネルを立てたり、マスクの購入であったり、消毒液の購入等も考えられるんですが、これは、どのようなものに対して補助しているのか。また、補助率はどのくらいだったのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、それに伴いまして購入した備品、消耗品が対象事業になるということで、保育園で購入したのにつきまして、例を挙げますと、空気清浄機、体温計、マスク、消毒液、また、除菌用のティッシュ、乾燥殺菌装置、また、密を避けるということで、園児用のテーブル、このようなものが対象になっております。また、補助率につきましては10分の10となっております。

○小高委員

これは相当期間、今回の新型コロナウイルスは継続してしまうんじゃないかと思うんですが、その都度不足があった場合には補助していただけるものと考えていいのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、令和元年度からの継続事業となっております、令和元年度の期間が1か月程度しかなかったもので、令和2年度の継続となっております。金額につきましては、令和元年度、令和2年度を合わせまして、1施設50万円までとなっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○栗林委員

21ページに関してお聞きします。コロナの関係で、幼児ことばの相談室と、あと、地域生活支援事業等の報償費と委託料の方が減額になったという内容は分かるんですが、この間、対象者の方たちにどのような対応をされたか。もちろん相談とかはあったと思うんですが、そこに関してお聞きいたします。

○高山障がい福祉課長

幼児言葉の相談室のグループ指導につきましては、保育の内容から、感染拡大防止のため、やむを得ず中止といたしました。個別指導で対応しております。また、電話相談も受けております。

また、地域生活支援事業費の中の精神保健福祉士の派遣業務なんですけれども、こちらも成田地域支援センターで電話受付をしておりますし、障害福祉課の職員が精神保健福祉士と社会福祉士がおりますので、個別に対応しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それではまず、20ページ、生活困窮者自立支援事業費についてお伺いします。4月から6月の受給状況を勘案して、今回のこの補正増額になったようなんですけれど、4月から6月と比較して、例えば1か月ごとにはどのぐらい増える見込みとしての計算なのかをお伺いします。

○堀越社会福祉課長

住居確保給付金の支給決定についてでございますが、月別に申し上げますと、4月につきましては、支給決定者が4名、5月に19名、6月、13名というような状況でございます。今後、7月以降、3月までは月20件程度の見込みで計上しております。

○京増委員

やはり拡大が増えていくというような、そういう状況がこの増額から見ても本当に予想されると思います。

そういう中で、この4月から6月で生活保護に移行された方はどのぐらいあったのかをお伺

いします。

○堀越社会福祉課長

今現在、住宅確保給付金の後に生活保護の方に移行してきたケースは今のところございません。

○京増委員

今までのところないということですが、これから失業者が増えてくるということでは、恐らく増えていくのではないかと思われまますので、ぜひスムーズにつなげていただきたいと思ひます。

次に、21ページ、地域生活支援事業費の12節相談支援業務についてなんです、心の相談業務の中止による減額ということですが、やはり心の相談というのは、特に外に出れないとかいろいろな状況が加わった場合には、相談業務というのは何らかの形である必要があると思ひますが、この点については何らかの対策があるのか、お伺ひします。

○高山障がい福祉課長

心の健康相談につきましては、完全予約制で成田地域支援センターから精神保健福祉士を派遣していただいております。今回は、心の健康相談は中止とさせていただきますが、職員精神保健福祉士や社会福祉士で個別に相談対応をしております。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。人の質問と答弁とをよく聞いておいてください。栗林委員の質問とダブっておりますので、よく確認してからやってください。お願いします。

○京増委員

こういう時期だからこそ、もっと増やさなくちゃいけないと。実際に相談件数は増えているのかどうかお伺ひします。

○高山障がい福祉課長

毎月1回開設しているわけですがけれども、7月の利用者は予約がなかったため中止、8月は予約が1件入っていましたが、申込みがキャンセルになったため中止、9月は予約2件で1人キャンセルが入りまして、1件という形で行っております。

○京増委員

これは、恐らく去年の台風の時にも不安が増したという方がありました。恐らく今もどういうふうにして過ごしたらいいのかな、健康に過ごしたらいいのかなというようなものもあると思ひますので、積極的にそういう支援をお願いしておきたいと思ひます。

次に、同じページの敬老事業費についてなんです、これはこういう状況ですから、中止は当然かと思ひますが、この間、台風などでも開催できなかつたりしたことがあります。今後、やはりこの敬老事業についてどういう形で開催するのかというようなことは考えておられるのかどうか、お伺ひします。

○飛田高齢者福祉課長

敬老事業ですがけれども、本市の敬老事業は、敬老会という形で毎年地域ごとに式典とか余興

等を行ってきておりまして、人との接触がある事業でございますので、残念ですが今回も今回は中止という形を取らせていただきました。

来年度以降の敬老事業の在り方につきましては、コロナの感染の拡大、あるいは収束の状況を見ながら、あるいは敬老事業としてどういうふうに行っていくべきなのかということにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○京増委員

やはり高齢者を敬い、元気に過ごしていただくという点からも、どうやってこの事業をするのかということはしっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、23ページ、保育園費についてでございます。一般職人件費の減額ですが、これは、保育士さんが数が減ったということだと思っておりますが、この減額についての説明をお願いいたします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、保育士もそうですが、調理員等も含まれた退職になっております。また、昨年度退職した人数につきましては7名、今年度新規採用が保育士が6名ということになっております。残念ながら1名減になっておりますが、募集が終わってからの退職という方がいらっしゃいましたので、その募集が間に合わなかったということで1名減となっております。また、今、育児休暇中の職員が2人おりまして、その分の給与も減となっております状況でございます。

○京増委員

保育士さんの不足というのは毎年苦勞するところですが、ぜひとも子どもたちの健やかな成長のためにも保育士さんの十分な配置を、また、雇用をお願いしておきたいと思っております。以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

1点だけ伺います。22ページの老人福祉施設費ですが、先ほど小高委員からも質問がありましたが、やはり補助金の在り方というのはとても大事にしていかなきゃいけないし、様々な事業でも補助金の活用というのはしっかりと考えた上でやって、計上していくべきだというふうに考えております。

今回は不採択という形になりましたが、補助金の活用というところに関しまして、部長の方がいいのかな。しっかりと活用できるところはしっかりと活用し、福祉増進に努めていくという考えの下、進めていくべきだと思いますが、今回、不採択になったことについても含めて、補助金の在り方というのをお願いしたいと思っております。

○吉田市民部長

確かに今回の補助金につきましては、これまで担当の方からも説明がございましたように、今回、老人福祉センターの改修工事にあたりまして、災害時における避難施設としての位置

付け、あるいは再生可能エネルギー、蓄電池エネルギーシステムを有する、太陽光発電を導入するということから、補助金の趣旨に基本的には合致をしていると。これまでの機構とやってきたやり取りからも、補助金の採択からは当然漏れることはないだろうというところで予算の方に計上させていただいたというところでございます。

確かにそういった中にありましても、今回の補助金につきましては、公募という形の中で100パーセント採択されるものではないという状況の中にあつた中で、こういった事態を招いたということは、私どもの認識の甘さがあつたというところにつきましては、十分反省をしてみたいというふうに考えています。

ただ、職員側の方としてもこの事業を実施するにあたりまして、少しでも一般財源からの支出を減らして、できるだけ補助の対象になるものであれば、補助対象を受けて事業を実施したいというところの中からは行つたところでございますので、ただ、今回の件につきましては、十分反省の上に立って、今後そういった補助金の在り方につきましては、十分部内の中でも検討した中で、誤りのないように予算計上に努めてみたいというふうに考えています。

○山口委員

ぜひとも本当に補助金の在り方というのはとても重要なことでありますので、しっかりと検討に検討を重ね、対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費、1項1目から4目について、提案者の説明を求めます。

○小山田健康増進課長

それでは、補正予算書25ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費についてご説明申し上げます。1目保健衛生総務費は、補正前の額から643万2千円を減額し、補正後の額を1億9千359万1千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費608万2千円の減額につきましては、令和2年4月1日付人事異動と職員1名の育児休業に伴うものでございます。

補正予算書26ページをご覧ください。

次に、保健活動諸費、7節報償費35万円の減額については、今年度の保健推進員が15名に確定したことから減額するものでございます。

3目母子保健費についてご説明申し上げます。3目母子保健費は、財源の組替えを行うもので、額の増減はございません。これは、母子保健衛生費の国庫補助に、子育て世代包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染対策分が追加されたことを受け、歳入が見込まれることとなったため、財源の組替えを行うものでございます。

4目健康増進費についてご説明申し上げます。4目健康増進費は補正前の額から521万円を減額し、補正後の額を9千852万1千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。健康増進事業費、12節委託料521万円の減は、健康診査委託料のうち、子宮頸がん検診200件、乳がん超音波検診300件、乳がんマンモグラフィ検診1千件について、新型コロナ対策を講じた上で、完全予約制で実施するため、受診できる人数が少なくなったことによる減額でございます。

以上、4款衛生費について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○京増委員

25ページの保健衛生費、保健総務費からお伺いします。一般職人件費の減額は、育児休業に1人入っているというようなことでの減額のようにですが、子育て包括支援センターが来年4月から始まる中で、一般職人件費というのは来年度はどうなるのかお伺いします。

○小山田健康増進課長

子育て世代包括支援センターにつきましては、今年の4月から実施をさせていただいているところでございます。まず、専任の保健師につきましては、会計年度任用職員を任用して充てているところでございます。

来年度につきましては、保健師の増員の要望の方を総務部の方に要求をしておりますので、その中で対応していただけるものと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

子育てが困難な時代ですから、ぜひとも人員はしっかりと確保していただきたいと思います。

この保健衛生費については、先ほどからコロナの問題による住宅確保給付金なども増えていくと。今後、こういうコロナの感染の拡大が増える中で、保健衛生費にはそういう予算となっていないと。これは、やはり問題ではないかと思うんです。市民の健康、命を重要視するというならば、ここにやはりコロナに対する補正は必要だったと思うんですが、この点についての議論はどうだったのかお伺いします。

○小山田健康増進課長

部内におきましても、市民部長をはじめとして議論をさせていただいたところではございますが、コロナの陽性者に対する対応であったり、そのほか、感染拡大予防策の予算というものを今の時点で見込むというよりは、今回の補正の減額を原資としたものとして対応させていただきたいと思っておりますので、陽性者が発生した場合だとか、そういったところに随時対応させていただきたいというふうには考えております。

○京増委員

やはり防疫的な予防の施策が必要だと思うんですよ。私は、先ほどの住居確保給付金、これ

やはり今後必要な人が増えるという、そういう予算になっているわけですから、もう秋、気温が低くなってきたら、感染者が増えると言われているわけですからね。もうやらないといけない。そういう状況なのに、感染者が出たら対応するんだと。これで市民の命を守れるのかと、私は本当に疑問に思います。

白井市や佐倉市のように、やはり前もってやっていく、そういう方向について、部長、この点について、やはり私は必要だと思うんですが、そういうことはいかがでしょうか。

○吉田市民部長

今、議員の方からお話のあったそういったご意見につきましては、本会議の方の中でもこちらの方に受け止めているところでございます。

確かに今回の補正につきましては、ほぼほぼが減額の予算計上というところになっているわけですが、これは財政課の参事の方からもご説明がございましたように、今回の補正にあつては、各それぞれの事業、あるいは行事等でコロナの関係で既に中止になったもの、あるいはそういったところで減額が確定しているものについて、中心的に今回補正で減らせていただいたというところでございます。

また、コロナに関するいろんな様々な事由につきましては、確かに今回の補正予算には計上してございませんが、8月に行いました臨時議会の方でも幾つかの施策の方を提案させていただきました。その中では国の補助金だけでは足らずに、市の一般財源の方もそこに充当させて、その事業展開をしてきたところでございます。

ですので、今、担当課長が申しあげましたように、今回、補正によって出ました減額による原資の中で、今後取り組める事業につきましては当然市民部といたしましても検討してまいります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小向委員

26ページの健康診査委託料について質問させていただきます。今回、大きな減額となっておりますが、受診したい人が全て受診できたのか、あるいは受診できなかった人が今後受診できる機会があるのか、お伺いいたします。

○小山田健康増進課長

今回、減額の方をさせていただいておりますが、今、実施をした段階での子宮がん検診について比較をしてみますと、昨年、受診者数が1千35人であったところで、今回、集団健診の実施済の人数が1千1人ということで、ほぼ同数の人数が受診ができているところでございます。また、これは完全予約制にしたところでも日数を2日間増やした形で、密を避ける対策を取った上で受診をしていただいているところでございます。

なお、今後の検診につきましても若干落ちてしまう可能性はありますけれども、なるべく人数が減らないような対策を取って実施してまいりたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

今の項目のところで重ねて質問いたします。予約制になったために受診者が減ったという最初の説明でした。ただ、今の中では、コロナが影響があるために2回増やして行ったと。それでも減っているのは、やはりコロナの感染が怖くて、市民の方が受診控えをしているのも想定されることですね。

ただ、今後もし、一番最初の説明で予約制になったために減ったということが確認されている以上、無駄でも従来の方法を取るのが好ましいことも、コロナが終息した段階になるのかもしれないませんが、やっぱり受診率を上げることが早期発見、早期治療につながるの、最後に今後の対応は考えていただけるような話がありましたが、やはり予約制自体もどういう方向が、予約制を見直すことも考えて今後対応していただきたいと思うんですけど、その考えをお伺いいたします。

○小山田健康増進課長

小高議員がおっしゃるとおり、受診者数を増加させていくという施策が一番柱の中心にはなっておりますので、これにつきましては国から示されているガイドラインであったり、そういったものを検診の間隔であったり、そういったものも加味しながら対応させていただきたいと思っております。

今年度の対応につきましては、4月以降、こういった対策が取れるかというところで検討した中で実施したものでございます。これが完全ということでは考えておりませんので、随時検討して対応させていただきたいと思っております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで、質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

執行部の皆さんに申し上げます。議案第4号中、9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加、議案第5号、議案第14号、議案第17号に係る職員以外は退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時15分)

○加藤委員長

再開いたします。

休憩前に続き会議を開きます。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。補正予算書の項目順にお願いいたします。

○井口教育総務課長

それでは、歳出9款教育費についてご説明いたします。

補正予算書の33ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額に526万3千円を増額し、補正後の額を3億2千341万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。特別職人件費44万5千円の減額は、令和2年6月及び12月に支給する八街市特別職の職員の期末手当の特例に関する条例の施行により、教育長の本年6月と12月の期末手当が減額されることに伴い、特別職手当と共済組合負担金を減額するものでございます。

次に、一般職人件費570万8千円の増額は、4月1日付の人事異動により、学校教育課指導主事が1名増となったことに伴い、給料、職員手当等及び共済費を増額するものでございます。

○鈴木教育委員会参事

2項小学校費、2目教育振興費について、補正前の額から402万3千円を減額し、補正後の額を5億3千932万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。小学校教育振興費402万3千円の減額については、小学校ロードレース大会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことによる、10節需用費の消耗品費10万7千円減額と、13節使用料及び賃借料の自動車借上料391万6千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種行事が中止となったことによるバス借上料39台分の減額です。

3項中学校費、2目教育振興費については、補正前の額から18万6千円減額し、補正後の額を3億2千259万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。中学校教育振興費の使用料及び賃借料18万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止によるバス借上料4台分の減額です。

以上です。

○井口教育総務課長

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額から244万3千円を減額し、補正後の額を1億9千万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費244万3千円の減額は、幼稚園教諭1名が年度途中で育児休業となったことに伴い、給料、職員手当等及び共済費を減額するものでございます。

35ページの説明欄をお願いいたします。なお、再任用職員社会保険料につきましては、4月1日付の人事異動に伴う再任用職員の任用により当該職員1名分の全国保険協会の健康保険料を増額するものでございます。

○小川社会教育課長

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費についてご説明いたします。補正前の額に37万9千円を減額し、補正後の額を1億1千159万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。社会教育振興費20万円の減額は、7節報償費、講師謝礼で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭教育学級及び市民文化祭が中止によるものでございます。

次に、青少年健全育成費17万9千円の減額は、7節報償費、講師謝礼、11節役務費、保険料、13節使用量及び賃借料、寝具等賃借料で、毎年6月と10月に実施しております通学合宿が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止によるものでございます。

次に、2目公民館費についてご説明いたします。補正前の額に134万円を追加し、補正後の額を9千17万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費195万6千円の増額は、4月1日付人事異動による職員5名分の給与、職員手当、共済費であります。

次に、36ページをご覧ください。

中央公民館管理運営費61万6千円の減額は、7節報償費、講師謝礼39万1千円は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主催学習講座中止によるものでございます。

次に、12節委託料、消防設備保守点検業務6万6千円は、年1回の防火対象物定期点検を実施しておりますが、消防長及び消防署長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は3年以内に限り点検及び報告義務が免除され、令和2年度から3年間の点検が免除されたものです。

次に、13節使用料及び賃借料、バス賃借料15万9千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主催学習講座中止によるバス3台分であります。

○秋葉スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から339万4千円を減額し、補正後の額を9千88万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費311万8千円の増額につきましては、本年4月1日付人事異動等により増額するものでございます。

学校開放推進費246万6千円の減額につきましては、例年実施しております八街北中学校、八街南中学校のプール開放事業が、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたことにより、プール開放事業に係る経費を減額するものでございます。

37ページをご覧ください。

体育振興費397万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近隣中学校交流野球大会の中止による審判員への謝礼の減額、第71回印旛郡市民体育大会の中止による食糧費、大会参加者保険料の減額及び八街市体育協会への活動補助金のうち、同大会分の活動補助金62万4千円の減額、並びに第2回小出義雄杯、八街落花生マラソン大会を令和3年度に延期したことによる補助金300万円を減額するものでございます。

郡市民体育大会運営費7万6千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第71回印旛郡市民体育大会の中止により、本市が担当する柔道、弓道競技の大会

会場運営経費全額を減額するものでございます。

○鈴木教育委員会参事

2目学校保健費については、補正前の額から30万7千円を減額し、補正後の額を5千901万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。学校保健管理費30万7千円の減額については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プール事業を中止したことによる、11節役務費の水質検査手数料24万1千円の減額と、13節使用料及び賃借料6万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止によるバス借上料1台分の減額補正となります。

なお、学校保健特別対策事業費補助金73万6千円を歳入とするため、併せて一般財源と国庫支出金の財源の組替えを行うものです。

○秋葉スポーツプラザ所長

4目スポーツプラザ費につきましては、地方債と一般財源の財源の組替えで、予算額の変更はありません。

以上で、9款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表債務負担行為補正1追加について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○田中子育て支援課長

それでは、債務負担行為補正の追加につきましてご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正追加をご覧ください。18、保育園人材派遣業務につきましては、市立保育園6園の保育士及び看護師を確保するための派遣業務であります。期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は7千594万8千円でございます。これは、正規職員、会計年度任用職員だけでは人員の確保が難しいことから、人材派遣により必要な職種の人員を確保しようとするものです。また、保育に支障のないように、年度当初から契約が必要なことから、債務負担行為の設定をしようとするものです。

○小山田健康増進課長

続きまして、19、胃がん、大腸がん、肺がん・結核検診業務につきましては、令和3年度において、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核健康診断を実施するにあたり、円滑に事務を進めるため、令和2年度内に委託業者を決定する必要があることから、当該行為に必要な債務負担行為の予算を計上するものでございます。

なお、胃がん検診等の実施時期は、例年どおり5月から6月及び後期日程として9月の実施を計画しており、本年11月下旬に業者を選定し、令和3年1月に実施日及び会計を決定し、3月頃には地区回覧等による啓発事務に進めてまいりたいと考えております。

○鈴木教育委員会参事

続きまして、20、外国語指導助手派遣業務につきましては、期間は令和2年度から令和5年度までとなっておりますが、実際の契約期間は3年間でございます。限度額につきましては1億3千200万円です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

18からお伺いいたします。保育園人材派遣業務で、市立保育園の6名の保育員、または看護師ということでしたが、人口の子どもの少子化によって、正規職員を確保していくのが厳しい状況にあるから、人材派遣を活用して運営していくのかなと取れるんですが、本来だったら正規職員で対応するべきところではないかと、私はいつも思うわけですが、人材派遣ということで対応されるその根拠、理由はいかに、どうなっているのかお伺いします。

○田中子育て支援課長

私ども担当課といたしましても、正規職員の保育士を要望しているところでございます。市といたしまして、人員適性化もございまして、なかなかそれが難しい状況だということなので、保育に支障を来さないように、今回の債務負担行為を設定して、保育士の人材、また看護師を確保したいということから債務負担行為を設定したものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

6園で7千594万8千円なんですけれど、これは保育士さん、看護師さん、それぞれ何人なんでしょうか。

○田中子育て支援課長

保育士が9名、看護師が3名となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

この間、もう何回も人材派遣業務で人材確保をしているわけなんですけれど、前回とはどのぐらい、人員はどういう違いがあるのか。人員の数。

○田中子育て支援課長

今年度も保育士9名、看護師3名の派遣を受けております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

19、胃がん、大腸がん、肺がん検診の業務なんですけれども、それぞれ何名ぐらいを予定されているのかお伺いいたします。

○小山田健康増進課長

予定の人数で行きますと、胃がん検診が6千500名、大腸がん検診が8千900名、肺がん・結核検診が1万2千100名を予定しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

20番の外国語指導助手派遣業務についてなんですけど、これは何人の予定でしょうか。

○鈴木教育委員会参事

一応9人を予定しております。9名です。

○加藤委員長

ほかに質疑は。

○京増委員

外国語指導助手派遣業務については、人数の割には保育園人材派遣業務よりも大分金額的には高いんですけど、時給はどのぐらいなのでしょう。

○関教育次長

お答えいたします。

時給ということでは、ちょっとこちらの方は換算していないんですけど、これは契約期間が令和3年度から5年度の3年間分で1億3千200万円ということになっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算の反対討論をいたします。

補正予算では、生活困窮者自立支援事業費で住居確保給付金約4千786万円の増額、ひとり親等医療費の拡充、私立保育園等に対し、感染症対策事業補助金が計上されていますが、市独自の新型コロナウイルスの感染拡大防止策がないのは問題です。

4款1項の保健衛生費では、1千164万2千円の減額補正となっていますが、佐倉市や白井市のように、本市においても防疫的なPCR検査費用の確保を求めます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備業務993万3千円についてです。政府は、今年7月までに、マイナンバーカードの取得枚数を4千万枚と想定しておりましたが、7月20日時点では、2千288万枚に留まっています。2016年からマイナンバーカードの交付が始まって5年になりますが、カード取得率は低迷しています。

八街市は令和2年8月31日現在、20.5パーセントの普及率です。マイナンバーカードの取得を進めるため、政府は公務員と家族の取得状況を何度も調査したり、マイナンバーカードを持つ人が買い物などで使えるポイント還元事業「マイナポイント」を導入しました。

社会保障・税番号制度に対する「情報の漏れ」などの国民の不安を解消することもなく、政府は事業を促進しており、今回のシステム整備事業費に反対するものです。

以上です。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第4号中、当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。議案第5号、議案第14号、議案第17号に係る職員以外は退席していただいて結構です。

再開します。

議案第5号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は歳入歳出全款及び債務負担行為について、提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案5号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億3千239万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6千505万3千円にしようとするものでございます。

詳細につきましては事項別明細によりご説明いたします。補正予算書の8ページをご覧ください。

まず最初に、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、補正前の額から970万4千円を増額し、補正後の額を8億2千750

万8千円にしようとするものでございます。これは、過年度分介護給付費負担金の額の確定に伴う増額補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金67万3千円は、制度改正に伴う介護保険システム改修業務に係る補助金で、補助率は3分の2でございます。

6目地域介護福祉空間整備等交付金1千546万円は、介護事業所における非常用自家発電設備整備に係る補助金で、上限額773万円の二施設分で、補助率は10分の10でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、補正前の額から1千591万円を増額し、補正後の額を12億6千304万円にしようとするものでございます。これは、過年度分介護給付費交付金の確定に伴う増額補正でございます。

9ページをご覧ください。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、補正前の額から1千353万2千円を増額し、補正後の額を6億9千690万2千円にしようとするものです。これは、過年度分介護給付費負担金の確定に伴う増額補正でございます。

5款県支出金、2項県補助金、4目介護施設等整備事業交付金につきましては、補正前の額から205万8千円を増額し、補正後の額を960万9千円にしようとするものでございます。これは、介護事業所において段差解消のための通路改修や、浴室、トイレ、水道改修など、障がい者を受け入れるために必要な改修設備に係る補助金で、上限額102万9千円の二施設分で、補助率は10分の10でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、補正前の額から7千505万4千円を増額し、補正後の額を7千605万4千円にしようとするものでございます。これは、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。10ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額から1千852万8千円を増額し、補正後の額を5千204万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。12節委託料101万円は、制度改正に伴う介護保険システムの改修業務委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金1千751万8千円は、歳入で説明いたしました、非常用発電設備整備二事業分及び障がい者受入れのための施設改修二事業分の補助金で、国及び県から10分の10の補助がございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費・任意事業費につきましては、補正前の額から39万6千円を減額し、補正後の額を5千665万円にしようとするものでございます。これは、包括的支援事業用車両1台の購入費の額が確定したことによる減額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、補正前の額から6千210万9千円を増額し、補正後の額を1億1千246万4千円にしようとする

るものでございます。これは、前年度繰越金から国庫負担金過年度精算分ほか、各種返還金等を控除した額につきまして、準備基金へ積み立てるものでございます。

11ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金につきましては、補正前の額から389万7千円を増額し、補正後の額を589万7千円にしようとするものでございます。これは、令和元年度地域支援事業費の確定に伴う国・県交付金等の返還金でございます。

同じく5款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、令和元年度の介護給付費、地域支援事業費及び事務費に係る精算分で、4千825万3千円を計上し、一般会計へ繰り出すものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

次に、第2表債務負担行為についてでございます。これは、南部地域包括支援センター業務の委託契約が令和2年度末で契約期間満了となることから、令和3年度以降の業務委託に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。今年度、委託事業者の選定を行い、委託期間は令和3年度から5年度までの3か年で、限度額は3か年で9千720万円でございます。

以上で、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○小高委員

10ページの一般管理費の中でお伺いいたします。18節が非常用自家発電設備ということですが、これの設置事業者はどこになるのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

非常用発電設備整備二事業所分につきましては、既に市内2か所の介護保険事業所から、こういった事業を行いたいということで、補助金を活用した施設整備の意向を聞いております。

○小高委員

行政支出が出るわけですから、事業所名がここで答弁されても差し障りないのではないかと思うんですけど、明確に2施設から申請が上がっているのであれば答弁できるのではないかと。個人情報、または守秘義務等に当たらないのではないかと思うんですが。

○加藤委員長

答弁はどなたがされますか。

○飛田高齢者福祉課長

この補助事業についてなんですけれども、まだその内示が出ていなくて、確定はしていない事業ではあるんですけども、施設整備をしたいという意向を確認を取りました事業所としたしましては、グループホームはつらつ宮の原が1か所、それから、小規模多機能型居宅介

護所ゆるるか1事業所、以上の二事業所から意向を伺っております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それではまず、10ページの、今、小高議員が説明された地域介護福祉空間整備事業費の非常用発電設備なんですけれど、今年は、今言われた2か所からの要望があったということなんですが、この非常用発電設備というのはどこの施設にも必要なものだと思うんですが、まだ設置されていないようなところはあるのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

非常用の設備ですので必要な設備ではありますけれども、大規模な事業所につきましては整備はされておりますけれども、小規模の事業所につきましては、まだ整備が済んでいないところもあろうかと存じます。

○京増委員

どこの施設でもきちんと整備をされるように、ぜひ市の方からも、ぜひどうですかということでやっていただきたいと思います。

次に、基金積立金なんですが、これは、議案質疑の中でも次期の8期制度で保険料を値上げしないように使っていただきたいというような要望がありましたけれど、答弁としては過不足のない保険料にするというような答弁だったと思いますけれど、過不足のない保険料にするということは値上げをするということだと思うんですが、いかがですか。

○飛田高齢者福祉課長

議案質疑でもお答えいたしましたけれども、決して値上げを前提とした検討をしていくというわけではなく、現在の八街市の介護サービス事業に見合ったサービスを提供していけるような保険料の設定について、慎重に検討してまいりたいということでございます。

○京増委員

令和元年度は、多少は保険料の収納率は上がっていると思いますが、せっかく上がっておりますけれども、やはり県内では大変厳しい状況だと思うんです、恐らく。ですから、市民の皆さんが本当に一生懸命支払いをしている中で、保険料を引き上げて払えないような状況をつくってはいけないと思いますので、引上げが前提ではないということですので、ぜひ引き上げないで済むような方向で、ぜひ検討をしていただきたいということを要望したいと思います。それだけです。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第5号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、提案者の説明を求めます。

○小高委員

審議に入る前に、この指定管理者の議案なんですが、当委員長は社会福祉協議会の理事、運営側であります。関係者でありまして、関係者が審議するのは若干いかなものかという思いがあります。

委員の皆さんにも検討、また、議長もいらっしゃいますから、お言葉をいただきたいと思うんですが、受託者が審査するというのはいかなのか、検討いただきたい。

○加藤委員長

それでは、昼食のため休憩といたします。午後は1時10分から再開いたします。

議員の皆様は控室の方にお集まりください。お願いします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時10分)

○加藤委員長

再開します。

議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、私、加藤は、地方自治法第117条の規定に該当するため除斥いたします。

議案第14号の議事進行は、山口副委員長にお願いします。

○山口副委員長

では、議案第14号については私、山口が議事進行を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

議案第14号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○田中子育て支援課長

それでは、議案第14号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

八街市児童館、八街市老人福祉センター、八街市南部老人憩いの家の指定管理者の指定について、社会福祉法人八街市社会福祉協議会に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件の指定管理者の候補者の選定につきましては、「八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」、同規則及び八街市指定管理者制度導入ガイドラインに基づき、令和2年8月24日、25日開催の指定管理者選定委員会において審査を実施した結果、社会福祉法人八街市社会福祉協議会が指定管理者の指定に係る候補者として選定しております。

指定管理者に管理を行わせる施設につきましては、所在地が八街市八街ほ163番地38、名称が八街市児童館、同じく八街市八街ほ157番地、八街市老人福祉センター、八街市沖1124番地2、八街市南部老人憩いの家。

指定管理者に指定する団体は、所在地が八街市八街ほ35番地29、八街市総合保健福祉センター内、名称が社会福祉法人八街市社会福祉協議会、代表者は会長、石毛勝でございます。

指定する期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口副委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

お伺いいたします。まず、指定管理を受託しようとしている社会福祉法人八街市社会福祉協議会の資格要件として、社会福祉法人の方での定款等に、その受託すべき項目は記載されていたのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

定款の中につきましては、指定管理者制度の管理につきましては載っておりませんが、この中で、その他、この法人の目的達成のため必要な事業ということがうたっておりますので、こちらに該当するものと考えております。

○小高委員

その該当する文言で行政サイドとしては問題ないということに至ったものだと思います。

議案質疑で丸山議員がいろいろ質疑していました。若干被るところがあったらご容赦いただきたいと思うんですが、答弁の中で、選考基準の中で、委員さんが13名で選考したということで、なかなか初めてのことなので選考には苦労されたと思いますが、選考にあたって、あらかじめ普通でしたら、どういう選考基準でいくかというガイドラインを設定して、その上で参加する業者を募り、選考基準を満たしているかどうか諮ると思います。

手元の資料では、根拠法令等は示されておりますが、当該事業所に委託するにあたり、多分詳細なガイドラインが示されていたのか、また、どういう形を取って選考したのかお伺いいたします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、八街市指定管理者制度導入ガイドラインに基づき、指定の手續を行っております。

○小高委員

それは関係法令の中で分かるんですけど、今回、新たに指定管理でも3事業所を一括して指

定管理をお願いするわけで、児童館がどういうもので、どういう運営をしてほしい。また、老人福祉センター等に関しては、今まで蓄積されたノウハウがあるので、それに基づいて運営していけばいいというふうに考えるんですが、議会の中での答弁としては、同一事業所に委託することによって、3事業所が連携して活性化するということが答弁されています。

その中で、やはりただ指定管理をする条例に基づいただけでは、審査の段階で手落ちがあつてはいけないというふうに思うんですね。その辺も当然加味して審査をしたと思うんですが、その辺はいかがだったのかお伺いします。

○田中子育て支援課長

市の組織の中で、まず、行革の中で、指定管理者制度が直営か指定管理者制度かということをもまず審議していただいております。その中で指定管理者制度でやっていくということで、もちろん各施設の目的に沿ったものということで、今回、公募を出すにあたりまして、その内容につきまして細かく仕様書、また、特記事項等、また、基本協定の案も提示して、その内容をお示しした中で公募しております。

○小高委員

一般的に考えますと、指定管理を公募するにあたって、やはり受託者が入札のような形で考えた場合には、その管理をする金額設定も積算見積も当然してくるんじゃないかと思うんですね。金額的な根拠はここではうたわれていない。また、行政としては予算が取ってあるんですけど、やはり税の有効利用の観点から考えたら、その受託の金額すらも本来であったら検討するべき項目だったと思うんですね。その辺はいかがなのかお伺いいたします。

○田中子育て支援課長

予算的なものにつきましては、各事業者から収支予算書ということで、各年度ごとの必要な経費を提示しております。その中でそれも審査対象として見ているところでございます。

○小高委員

ちなみにその予算の方は、八街市社会福祉協議会はどういう順位だったのか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

今回、応募のございました3団体のうち、事業費につきましては、社会福祉協議会が一番低価格となっております。

○山口副委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小菅委員

今回、八街市の社会福祉協議会が入札といたしますか、今回審査を受けたわけですけれども、審査にあたって、今回基準が5項目あったと思うんです。その中で特筆すべきは、八街市の社会福祉法人が施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであることという点が特に点数が高かったんですが、この点について、評価のほどをもう一度お願いいたします。

○吉田市民部長

私もその採点に関わった一人ですので、私の方から、今の点につきましては答弁の方をさせていただきます。

今、確かに委員ご指摘のとおり、今回の採点にあたりましては、その施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上は図られているのかどうかといったところが、確かに採点比率の中でも高い割合を占めております。

その中の審査項目といたしましては、利用促進に向けた取組、あるいは自主事業の取組、また、利用者に対してのサービス向上といったような点が審査項目として示されておりまして、その辺をプレゼンの中で各事業者の方からお話いただいた内容で、私どもとして判断をしたというところでございます。

○小菅委員

先ほど小高委員からも質問がございました。経費の面でも3者の中で一番低い経費を計上して、今回入札と申しますか、当選を受けられたということです。この点について、低いことは経費的に助かりますけれども、運営状況など、その辺の今後の実際に受けていただくにあたって、その辺をちゃんと了承を得ているのか、お伺いいたします。

○吉田市民部長

確かに今回の選定にあたりましては、経費の部分というのも確かに大事な部分でありますけれども、それ以外に選定の基準といたしまして、先ほどお話をあつた一番ウエートが高かった部分であるとか、あるいは事業計画において、利用者の平等な利用が確保できるものなのかどうか、あるいは施設の適切な運営が図られるものであるのかどうか、また、施設の管理を安定して行う人的、物的能力を有しているのかどうか、また、それが確保できる見込みがあるのかどうかといったような事柄を選定基準の中にも盛り込まれておりますので、こういったところも加味しながら選定をさせていただいたと。

したがいまして、あくまでも経費だけにこだわったものではないということでご理解をいただければと思います。

○小菅委員

適正に審査されて決定されたものと理解しました。ありがとうございました。

○山口副委員長

ほかに質疑は。

○小高委員

議案質疑の最後の方でちょっと丸山議員が質問しかけた内容だったと思うんですけど、運営監督を行政側はしていかなくちゃいけないわけですけど、どのように考えているのか。

また、随時確認して、やっぱり共に歩を進めていかなくちゃいけないと思うんですけど、どのぐらいの頻度で、どのような対応をするように考えているのかお伺いいたします。

○田中子育て支援課長

指定管理者の管理運営につきましては、協定書や仕様書に基づいて適切に行われているかということで、当然指定管理者の方も日報、月報、また、苦情処理簿、そういったものを作成

しておりますので、それを翌月に提出していただいて、その中でまず判断していく。

また、指定管理者の方は、随時市民からの意見を聞くということになっておりますので、そういったことで市民の意見を取り入れた管理運営を行っていくように、市の方も指導してまいりたいと考えております。

また、モニタリングにつきましては、こちらにつきましては今後、指定管理者との協議によりますけれども、年に数回実施するような形で今のところは検討しております。

○小高委員

今の八街市社会福祉協議会というのは、様々な事業を受託していて、かなり私どもは見ていて、もうキャパオーバーではないかと。今回のコロナ対策でも、失業、雇用問題だったり、かなりのお世話をかけているところがあります。大変よくやっていただいて感謝をしているところですが、今の人材の中ではとても受託、受け入れられる状況ではないと思います。

当然保母さん、教員免許を持ったりとか、様々な資格を持った人を今後雇用していったり、通常職員も増員しなくてはいけないのかなと。ただ、現状、施設ができて、募集をかけてすぐに集まるものではないと思うんですけど、その点の人員の手配とかはどのような説明があり、また、行政としてはどう捉えているのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

候補者団体の人員、職員の募集なんですけれども、この議会で議決をいただいた後、早急に人員の募集について行うということで伺っております。

○小高委員

今回、3年契約ですね。そうすると、人員募集でも市役所職員がやった場合には、退職、普通だと定年まで誰かがいたりできるわけですけど、3年契約ということで人員募集されてしまうと、やはり集めづらい部分というのがあるのかなと。そこが弊害で、いい人材が集まらない可能性も考えられます。

本来、社会福祉協議会というのは、未来永劫続けていっていただきたい団体なので、ぜひとも、3年縛りというのは仕方がないことだとは思んですけど、やはり刷新していかなくてはいけない、改革していかなくてはいけない。向上するためにもやはり契約は3年、また、八街市の中では昨今、長いところでは5年とかという契約もありますけど、やはりきちんとできたときには契約年数は延して行って、もう熟練になっていただいた方が長く運営して行っていただきたいなという思いも私にはございます。

その辺、やっぱり雇用条件としまして、もし3年後、他社が指定管理を受託してしまった場合、また、その会社が継続して雇用していただけることも考えられますが、就職する側、また、雇用される側の心配もするわけです。また、市内の市民が、我々の周りの人が就職のつもりで募集に応じたのに、3年たったら失業してしまったなんていうことでは困るわけで、また、練度が3年間重ねた、練度のある人がよりよい4年目を送っていただきたいという気持ちもございます。

今後、3年縛りということは、これからなんですけど、延長することも考えることがあるの

か、お伺いたします。可能性としてあるのかお伺いたします。

○吉田市民部長

八街市におけます指定管理者制度の導入のガイドラインでいきますと、指定期間は原則3年から5年という形になっているかと思えます。

今回、私ども福祉部門の方で指定管理者制度を初めて導入するというようなことから、一番短い期間の3年ということで今回設定をさせていただきましたけれども、当然その指定管理の期間の更新時におきましては、当然それまでの実績等も考えなければいけませんけれども、それによってはより長い期間の設定というものにつきましては、当然検討してまいりたいというふうに考えています。

○小高委員

議案質疑の中で、丸山議員が民間ノウハウを活用されるのかという質問があり、当協議会は児童クラブの運営、または高齢者事業を行っているからというような答弁だったと思えます。つながるところはあるんですけど、児童クラブというのは、本市においてはあくまでも新規事業でございます。受託事業者には、近隣のよりよい児童クラブ、児童館の運営をしっかりと学んで、見て、模範として、八街がどこよりもすばらしい児童クラブになるよう努力していただきたい。そのための研修費等は必要だと思います。

もし予算の中でそういうような、今回の予算の中には入っていないのかもしれませんが、やはり職員も勉強しなくちゃいけないけど、運営側もやはりかつかつの中ではいけないと思います。やはりちゃんと研修すべきことは研修しなくてはいけないと思います。その辺の考えはいかがか、お伺いたします。

○田中子育て支援課長

今回、候補者となった団体より提出していただいています事業計画の中には、職員の資質向上ということで研修費の方も含まれているものでございます。

○山口副委員長

ほかに質疑はございませんか。

○京増委員

今、様々な意見が出たんですけど、その中で、八街市の子どもたちが置かれている、また、保護者が置かれている状況の厳しさ、そういう中で子どもたちの、また、保護者の居場所としてどういうふうに関与できるのかという点についての議論が少なかったと思うんですが、議案質疑の中では、選考基準については、社会福祉協議会が高齢者や子どもたちのことを把握している、こういう答弁がありました。私もそれは社会福祉協議会は把握していると思っております。

しかし、先ほども申しましたように、八街市の子どもたちの状況は厳しい。例えば小学校の、また中学校の不登校率はずっと高い状況が続いていました。そして今、小学生の不登校率も高くなっている。こういう中で、本当に児童館が果たす役割は今までになく私は大きいんだと思います。不登校の小学生の子どもたちの行き場が少なかった、あまりにも。ですから、

そういう面でも私は、役立てようと思えば、こういう子どもたちにとっても、居場所として児童館が大きな役割を果たすのではないかと思うんです。

そして、その役割を果たしていくためには、児童館で働く人たちの働く条件をきちんとしていかなきゃならない。先ほども質問がありましたけれど、働く条件、資格を持った正規職員をどういうふうに確保するのか。また、きちんと正規で雇用していくのか。こういう点は社会福祉協議会と協議をしているのか、それともこれから協議をしていくのかお伺いします。

○田中子育て支援課長

児童館、子どもたちの居場所となる重要な施設ということで、児童厚生員という資格を持った職員を3名ほど置くということが条件になっております。その中で2名は今回出された事業計画の中で正職ということで、1名は臨時さんという形で出てきております。

○京増委員

そういう職員が安心して長く働けるような、そういう条件についても話されて、議論されてきたんでしょうか。

○田中子育て支援課長

今回の指定管理者の指定期間というのが3年間ということで決められております。その中で、雇用主となるのは社会福祉協議会になりますので、そちらの方で継続してできるのかどうか。また、事業者が変わったときに、勤めている職員がそのまま継続してできるのかどうか、その辺は協議によるものだと考えております。

○京増委員

そこが問題なわけですよ。市が直接に運営しないということでは、一生懸命3年間働いてきた方たちの雇用がどうなっていくのか。こんなことでは本当に子どもたちの居場所として、いらっしゃる間は一生懸命働かれると思うんですけれども、やはりその子たちが継続してどうなるのかが必要なわけですよ。この点については、あまりにも働く人の条件が不安定過ぎると思うんですよ。その点について、市としては、ただ社会福祉協議会に任せるのか。やはりこの雇用についてはきちんと市が責任を持っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

指定管理者の雇用する職員について、市がそこまで責任を持つということはちょっと難しいのかなと考えております。その辺につきましては、指定管理者と今後よく協議をしてまいりたいと考えております。

○京増委員

責任は持てないというのであれば、やはり働く人が長く、安心して働ける、そういう条件をつくるために、これは社会福祉協議会ときちんと協議して、実現をしていかなければ市民も安心できません。市民は、この児童館の建設を待ちに待って、そして、何で市が運営しないんだと、責任を持たないんだと、こういうことがもう最初から出ているんです。

ですから、働く人の条件をしっかりしていく。そして、安定した運営が子どもたち、保護者

のためにできるようにということを、ぜひとも実現するようにお願いしたいと思います。

そして、本当に子どもたちの健やかな成長のために、この児童館が役立っていくためには、先ほどからいろいろ出ていますけれど、市と社会福祉協議会がいかに連携できるかと、これがもう本当に大きな要になると思います。

今でも、例えば虐待問題などでもいろいろな自治体と児童相談所、問題がお互いに出されてもかみ合っていない。そして、子どもに大きな犠牲を強いている。こういう問題があります。問題が起きたとき、また起きそうなときに、その連携がしっかりとできるようにしていかなきゃならないと思うんですね。先ほどから努力するような話はあるんですけど、子ども、また、保護者に犠牲が出ないような、そういう方向についても、私はこれは厳しくお互いに協議していく、曖昧なところが残らないような協議をしていく必要があると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

施設の方で苦情や問題が発生した場合、苦情解決の責任を明確にするということで、各施設の方には苦情解決責任者が定められるようになっております。その中で施設の管理運営を任せるということで、指定管理者の方が円滑に、また迅速に対応をできるような体制を取ることとして、事実確認や苦情の申出者に対する聞き取りを行い、速やかな解決に向けて努力するようになっております。

また、市の方もそういった事態が発生した場合は、親切、丁寧に指定管理者と共に、解決に向けて携わってまいりたいと考えております。

○京増委員

今のような答弁は、本当に建前としてはそのようにしていこうという、そういう気持ちがあるんだと思うんです。でも、私は、この八街の庁舎の中でもよく感じるがあります。例えば児童館について質問しようとして、例えば教育委員会と話をしました。それは子育ての方ですとか、そんなふうに、あっちですよというようなことは、もう今までに何回もありました。

庁舎の中でもそんなふうに同じ子ども、例えば小学生、中学生は教育委員会にも関係あるわけですが、しかし、児童館についてもその子どもたちが行く。それなのに、児童館の問題はこっちですと。私は、この庁舎の中でもそういうことがあるわけですから、指定管理者となった社会福祉協議会とどこまで有効な話し合いができるのか、そこが心配なわけですね。

八街市の中の子育てに関係ある各課、部署と、そして、児童館、本来ならば市で一括して1つの大きな財産として子どもたちのために役立ってほしかったけれど、だけれど、それが叶わない。指定管理者になるのであれば、じゃあ、どうやって意思疎通をしていくのかということ、これは具体的にやっていかなきゃならない。市が本当に社会福祉協議会に大きな点でお任せじゃあ、なかなか問題解決にはつながらないんじゃないかと思うんです。この点についても積極的な対応ができるような、そういう協議をしていただきたいと思います。いかがですか。

○田中子育て支援課長

基本的には施設の管理運営を行う指定管理者制度というものがございしますので、その中で解決に向けて努力していただきたいと思っておりますが、その中でも難しい問題等が発生した場合は、市も適切に関わってまいりたいと考えております。

○山口副委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口副委員長

質疑がなければ、これで、質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第14号、指定管理者の指定について反対討論をいたします。

この議案は、児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの家の3施設について、指定管理者に社会福祉協議会を指定して運営を委ねようとするものです。本来は、この3施設は市が責任を持って運営すべきものと思います。

選考基準について議案質疑の中で、「児童と高齢者を社会福祉協議会が把握しているから」というような答弁がありました。しかし、児童館については、家庭の貧困や虐待、不登校、ひきこもり等の困難を抱えている児童を早期に発見し、支援につなげ、健やかな成長の手助けをする使命があります。

そのためには、資格のある専門的な職員の雇用が必要です。しかし、先ほどの答弁の中でも働く人が長期に安定した働き方ができるとは限らない、こういうことが分かりました。

児童館と子育て世代包括支援センターや健康増進課、子育て支援課、教育委員会等が常に緊密に連携してこそ、児童館の役割を發揮できます。市が責任を持ち、公正、かつ適正な運営を求め、議案に反対いたします。

○山口副委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小菅委員

それでは、議案第14号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、八街市児童館、老人福祉センター及び南部老人憩いの家の管理を一括して指定管理者に行わせるということですが、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であり、施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が發揮できることで、市民サービスの向上をはじめとする合理的な管理が望めるなどのメリットが期待されております。

指定管理者の選定にあたっては、「八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」ののっとり、指定管理者選考委員会において慎重に審議され、選定の詳細にあたっては、市ホームページに公表し、できるだけ安心できる管理運営が行われる候補者が選定されたものと考えます。

今後、施設運営においては、指定管理者は利用者へのアンケートを実施し、市民ニーズの把握に努め、モニタリングによる各施設の設置目的に沿った管理・運営の在り方について、行政とともに切になされることを願います。継続的に検証を行うことで適正な管理・運営がなされることを切に願います。

そして、中央公園を核として、その隣接に新築される児童館、また、改修工事により新たにリニューアルされる老人福祉センターによって新たな賑わいを生み、子どもたちや高齢者、そして、市民にとっての安心・安全な居場所となることを願ひまして、私の賛成討論といたします。

○山口副委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口副委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第14号、指定管理者の指定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます

(起立多数)

○山口副委員長

起立多数です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

加藤委員長、入場してください。

○加藤委員長

議案第17号、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○鈴木教育委員会参事

議案第17号、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結について、ご説明いたします。

追加議案の付議案7ページ及び追加議案の議案説明資料5ページをご覧ください。

八街市立小中学校全13校に4千334台のタブレット型PC端末を配備するため、この購入契約案件を一般競争入札に付したところ、東日本電信電話株式会社が3億8千818万2千355円で落札いたしました。

この入札の結果を受け、8月26日に、契約金額3億8千818万2千355円で東日本電信電話株式会社取締役、千葉事業部長、境麻千子と仮契約を締結しましたので、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により、本契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

今朝ほどは、教育センターの視察をありがとうございました。この議案に関するタブレットの様子を、実際のタブレットを使ってご説明いただきまして、非常に理解できたところございました。ありがとうございます。

質問ですが、この入札率、予定価格があったんですね。入札率はどのくらいだったのか、お伺いいたします

○鈴木教育委員会参事

96.4パーセントでございます。

○小高委員

まず、このタブレットは今朝の説明を聞いても、コロナで、例えば自宅学習とかでも使えるわけですが、そうするとやっぱり自宅に持ち帰る。そうすると、保護、破損防止のためのかばんだったり、保護容器だったりが必要だと思うんですけど、予算措置の内容は聞いていないんですが、その辺はいかに考えているか、お伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

持ち帰りということにつきましては、これから、まずは、子どもたちにタブレットの使い方等を学習させていくことで行ってまいりますので、まず、保管としては学校の中にも保管庫が用意されていると。

それで、非常の際についてですとか、今後1年先ですとか2年先、しっかり学びが保証できるようになってから、そのように持ち帰り等も考えていくわけですがけれども、保証の件につきましては、一応5年間の保証を付けておりますので、一応そのようには、もし壊れたときにはその保証で対処するというふうにとっております。

○小高委員

今の内容で多分答弁は一緒だと思うんですけど、盗難、紛失も想定されるわけで、その辺は条件はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

盗難、紛失についても、そこは保証サービスの中に含まれておりますので大丈夫かと思えます。

○小高委員

ありがとうございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきます。今回、朝視察をさせていただいて、様々分かったところはありますが、OSについてはるる説明がありましたが、なぜそのOSを選んだのか。その内容等、なぜそれにしたのかというところをまずはお聞きしたいと思います。

○鈴木教育委員会参事

今日見ていただいたChromebookのOSについてですけれども、クラウド型のOSですので、起動時間が非常に短いということ、それから、すぐに使用できるということ。Windows型ですと、起動するまでに時間がかかるということがありますので、児童生徒が使いこなしていくには、そのようにChromebookの方が優れているというふうに判断しましたので、このようにした次第であります。

○山口委員

とてもすばらしいOSだなというふうに思いました。

セキュリティーにつきましては、例えばWindowsとか様々ありますけれども、セキュリティーについてはどのような形なのか伺います。

○鈴木教育委員会参事

まず、今後、持ち帰りとかも含めまして、Windows型ですとパソコンの中にセキュリティー、個人情報が入ったりとかいろんなことがありますけれども、クラウド型ですので、つまりネットの中に保管をするということで、そういう意味ではセキュリティーの方は安全かというふうに考えております。

○山口委員

本当にただいま説明を聞いても、安心して使っていただけるのかなというふうに思います。子どもたちが本当に授業が楽しいと思えるような形で活用していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○京増委員

先ほどは見学させていただきまして、私もこんなのかというふうで、ちょっと分かったような気がしたんですけど、子どもたちはああいう機器には強いとはいっても、家にそういうものがない場合には、やはり同じ話を聞いてもなかなか理解度に差が出てくると思うんですが、そういう点で、子どもたちがみんなきちんと分からないから置いてきぼりにならないような、そういう方向で考えていただきたいんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

今回、タブレット端末が子どもたちに初めて入るというよりは、これまではパソコン室の中に固定型のパソコンが置いてあって、そこに行って授業を受けるということだったんですけども、今、タブレット型のパソコンで、学校でも子どもたちは1日のうちに1回ぐらいは端末を使って学習を、カメラを撮ったりとか、いろんな学習でしておりますので、その部分

については、家に持っていないというよりは、学校でその学びを保障していくことを優先に考えておりますので、これから検証を積んで、子どもたちが誰でも端末を利用できるようにしていきたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第17号、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時56分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員